

八女市立長峰保育所 重要事項説明書

当保育所が、保育の提供の開始又は乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という。）の利用にあたり、説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

| | |
|-----------|--------------|
| 名 称 | 八女市 |
| 所 在 地 | 八女市本町647番地 |
| 電 話 番 号 | 0943-23-1111 |
| 代 表 者 氏 名 | 八女市長 簗原 悠太郎 |

2 利用施設

| | |
|-------------|--|
| 施 設 の 種 類 | 保育所 |
| 施 設 の 名 称 | 八女市立長峰保育所 |
| 施 設 の 所 在 地 | 八女市吉田425番地 |
| 連 絡 先 | 電話番号0943-22-4626 FAX0943-22-4626 |
| 管 理 者 | 所長 川口 美奈子 |
| 対 象 児 童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 |
| 利 用 定 員 | 満3歳以上の児童 75人 満1歳以上満3歳未満の児童 37人 満1歳未満の児童 8人 |
| 開 設 年 月 日 | 昭和38年4月1日 |
| 事 業 所 番 号 | |

3 施設の目的・運営方針

八女市立長峰保育所（以下「当保育所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当保育所は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「入所児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入所児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当保育所は、入所児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当保育所は、余裕活用型乳児等通園支援事業所として、こども誰で

も通園制度を実施し、子どもの育ちを支援します。

4 当保育所における施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|------|------------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 2501.90 m ² |
| | 園庭 | 745.12 m ² |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| | 延べ面積 | 749.78 m ² |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備考 |
|------|-----|---|
| 乳児室 | 2室 | すみれ組(満0・1歳児クラス) |
| ほふく室 | | たんぽぽ組(満1歳児クラス) |
| 保育室 | 4室 | もも組(満2歳児クラス)、うめ組(満3歳児クラス)、ばら組(満4歳児クラス)、さくら組(満5歳児クラス)各1室 |
| 調理室 | 1室 | |
| 医務室 | 1室 | |
| 事務室 | 1室 | |
| 調乳室 | 1室 | |
| もく浴室 | 1室 | |

5 職員の設置状況

| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------|-------|-------|------|----|
| 所長 | 1 | 1 | | |
| 主任保育士 | 1～2程度 | 1～2程度 | | |
| 保育士 | 18程度 | 12程度 | 18程度 | |
| 給食員 | 3程度 | 1程度 | 2程度 | |

当保育所では、「八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例(平成26年八女市条例第25号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職種 | 勤務体系 |
|-------|--------------------------------------|
| 所長 | 正規の勤務時間帯(8:30～17:00) |
| 主任保育士 | 正規の勤務時間帯(8:30～17:00) |
| 保育士 | 正規の勤務時間帯(8:30～17:00) |
| 給食員 | 正規の勤務時間帯(8:30～17:00) (8:30～16:30) |

※ ローテーションにより各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休所となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当保育所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時まで又は9時から17時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当保育所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時まで又は16時から18時30分までの範囲内で短時間保育の時間を超える保育（以下「延長保育事業」という。）を提供いたします。（延長保育事業の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の利用者負担額の他に、別途利用料が必要となります。）

(3) 余裕活用型こども誰でも通園制度

乳児等支援給付認定を受けた利用乳幼児（以下「こども誰でも通園制度利用乳幼児」という。）については、7時30分から18時30分までの範囲内で、当該こども誰でも通園制度利用乳幼児の保護者が乳児等通園支援を必要とする時間となります。（利用時間を超えて事業を利用するときは、別途利用料が必要となります。）

8 提供する保育等の内容

当保育所は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告第117号）を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育事業の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特色ある取組

地域の行事等に参加し、地域の方と交流します。

保育所の行事や取り組みを介して交流し、入所児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

高齢者施設を訪問し、高齢者と交流します。

定期的に災害訓練・環境教育・安全指導・食育指導を行います。

(3) 送迎

保護者による送迎をお願いします。

(4) 教育・保育給付認定子どもに係る食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
|-----|--------|---------|------|----|
| 0歳児 | 9時15分頃 | 11時10分頃 | 15時頃 | |
| 1歳児 | 9時15分頃 | 11時15分頃 | 15時頃 | |
| 2歳児 | 9時15分頃 | 11時20分頃 | 15時頃 | |
| 3歳児 | | 11時30分頃 | 15時頃 | |
| 4歳児 | | 11時30分頃 | 15時頃 | |
| 5歳児 | | 11時30分頃 | 15時頃 | |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) こども誰でも通園制度利用乳幼児に係る食事の提供

原則として、こども誰でも通園制度利用乳幼児に対して食事の提供は行いません。ただし、当該こども誰でも通園制度利用乳幼児の保護者が弁当等を持参した場合は、教育・保育給付認定子どもに対する給食の提供方法に準じて、当該こども誰でも通園制度利用乳幼児に対して食事の提供を行います。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

教育・保育給付認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

(2) こども誰でも通園制度利用乳幼児に係る利用者負担額

こども誰でも通園制度利用乳幼児1人1時間当たり300円をお支払いいただきます。

(3) その他保育の提供又はこども誰でも通園制度の利用に要する実費に係る利用者負担金等

(1)、(2)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の開始に関する事項

当保育所は、市町村から保育の実施について通知を受けたとき又はこども誰でも通園制度の利用申込があったとき（利用定員に空きがある場合に限る。）は、これに応じるものとする。

11 利用の終了に関する事項

当保育所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 教育・保育給付認定子どもが小学校に就学したとき
- (2) 教育・保育給付認定子どもの保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) こども誰でも通園制度利用乳幼児が、乳児等支援給付認定の要件を満たさないこととなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.2 嘱託医及び嘱託歯科医

当保育所は、以下の嘱託医及び嘱託歯科医を委嘱しています。

(1) 嘱託医

| | |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | いしもと小児科医院 |
| 院長名 | 石本 耕治 |
| 所在地 | 八女市岩崎33番地3 |
| 電話番号 | 0943-22-7111 |

(2) 嘱託歯科医

| | |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 永田歯科 |
| 院長名 | 永田 清久 |
| 所在地 | 八女市宅間田201番地1 |
| 電話番号 | 0943-22-3511 |

1.3 緊急時の対応

お預かりしている入所児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当保育所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|--|--|---------------------------------------|
| 当保育所 利用相談窓口 | ・窓口担当者 主任保育士：松崎 直美 ・苦情解決責任者 所長：川口 美奈子 ・利用時間 8：30～18：30 ・電話番号 0943-22-4626 F A X 0943-22-4626 担当者が不在の場合は、当保育所職員までお申し出ください。 | |
| | 第三者委員 | 今里 精基 電話番号 090-9079-4151 主任児童委員 |
| 池田 美代子 電話番号 090-4772-7358 主任児童委員 | | |

【その他の苦情解決機関】

福岡県運営適正化委員会 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ6階（西棟）
TEL 092-915-3511 Fax 092-584-3790

1 5 非常災害時の対策

| | |
|---------|---|
| 非常時の対応 | 別途に定める消防計画書により対応いたします。 |
| 防災設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 無 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 |

1 6 虐待の防止のための措置

当保育所は、入所児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を定め、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

1 7 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

(1) 当保育所では、保育の提供に当たり、以下の保険に加入しています。

| 保険の種類 | 災害共済給付 | 賠償補償保険 |
|-------|---|--|
| 保険の内容 | 医療費、障害見舞金、死亡見舞金 | 身体賠償、物体賠償保険 |
| 保険金額 | 医療費：保険診療の医療費総額の3割の額に、1割を加算した額 (1つの災害につき医療費総額が500点(5,000円)以上のものが対象) | 賠償：身体賠償 1名につき2億円 1事故につき20億円 財物賠償 1事故につき2,000万円 |

(2) 当保育所では、こども誰でも通園制度の提供に当たり、全国市長会「市民総合賠償補償保険」に加入しています。

1 8 当保育所におけるその他の留意事項

| | |
|----------------|---|
| 喫煙 | 当保育所の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動・政治活動・営利活動 | 利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

(1) 日本スポーツ振興センター災害共済掛金

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|--------------------|--------------------------|--------------------|
| 日本スポーツ振興センター災害共済掛金 | 保育中のけが等による治療を受けた際の保険料として | 児童1人当たり 年額 250円 |

(2) 延長保育事業に係る利用料

入所児童1人あたり 1日1時間以内 100円
1時間超える毎に100円加算

(3) 2号認定こどもに係る食事(副食)の提供に要する費用

入所児童1人あたり月額4,500円。ただし、次に掲げる児童を除く。

- ・年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・同一の世帯に特定教育・保育施設等を利用している子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子ども

(4) 2号認定こどもに係る食事(主食)の提供に要する費用

入所児童1人あたり月額1,500円。ただし、八女市から教育・保育給付認定を受け入所している児童を除く。

(5) 卒園アルバムに係る負担金

入所児童のうち、さくら組(満5歳児クラス)1人あたり年額1,000円

※上記費用のうち、(1)は5月頃、(2)～(4)は毎月または翌月初め、(5)は1月を目途に納入袋にて徴収します。

当保育所は、保護者から費用の支払いを受けた場合には、当該保護者に対し領収書を交付するものとします。ただし、納入袋の領収印をもって領収証とすることもあります。

2 こども誰でも通園制度の利用に要する実費に係る利用者負担額

(1) 利用時間を超えて事業を利用した場合の利用者負担額

1時間当たり300円(1時間未満は、1時間に切り上げ)。